

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出前】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の備蓄等（法第10条）	・医薬品等を備蓄、整備、点検しなければならない ・対策に必要な管理施設・設備を整備、点検しなければならない	
都道府県対策本部の設置（法22条）	政府対策本部が設置されたときは、都道府県対策本部を設置しなければならない	
都道府県対策本部長の権限（法第24条）	・府域の対策に関する総合調整ができる	
	・総合調整を行うよう要請できる	政府対策本部長(内閣総理大臣)
	・必要な協力を要請できる	公私の団体又は個人
医療等の実施の要請（法第31条）	①患者に対する医療を行うよう要請できる ②特定接種の実施に関し必要な要請ができる ③上記①②に応じないとき、指示できる	①②③とも 医療関係者

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
都道府県対策本部長の指示（法第33条）	総合調整に基づく措置が実施されない場合で、特に必要があると認める場合、必要な指示ができる	市町村長、 指定公共機関（日銀、日本赤十字、医師会、医療・医薬品等製造販売、電気・ガス、輸送、通信事業者等）、 指定地方公共機関（府内の医療関係機関、医療機関、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
感染を防止するための協力要請等 （法第45条）	居宅から外出しないことの要請が可能	住民
	施設の使用（催物の開催）の制限・停止の要請が可能 ⇒要請に応じないときで、知事が必要があると認めるときは、 指示 が可能 ⇒知事が要請・指示をしたときは、その旨を 公表 （個別施設名を公表）	積極的に制限を行う施設※1 柔軟に対応する施設※2 （協力要請→使用制限要請） ※1、2 具体的な運用は、国によるガイドラインによる
臨時医療施設開設 （法第48条、第49条）	医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認められる場合は、 臨時の医療施設において医療を提供しなければならない	
	所有者及び占有者の 同意を得て 土地・家屋・物資の使用が可能 ⇒所有者等が同意をしないとき（同意を求めることができないとき）で、知事が特に必要があると認めるときは、 同意を得ないで使用が可能	当該土地等の所有者及び占有者

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の供給の要請（法第50条）	必要な物資又は資材の 供給についての要請 が可能	国の省庁、地方機関
緊急物資の運送（法第54条）	必要な物資又は資材の 運送 、医薬品等の 配送についての要請 が可能 ⇒要請に応じないとき、 運送・配送の指示 が可能	鉄道事業者、運送事業者、医薬品等販売事業者等
物資の売渡しの要請（法第55条）	特定物資（医薬品、食品等）について、 売渡しの要請 が可能 ⇒要請に応じないとき、 物資の収用 が可能 ⇒物資の 保管を命ずる ことが可能	所有者 生産、販売、輸送等を行う者
埋葬及び火葬の特例（法第56条）	埋葬または火葬が困難な場合、厚労大臣の定めるところにより、 埋葬又は火葬を行わなければならない	
生活関連物資等の価格の安定（法第59条）	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する 調査、監視の措置を行わなければならない	
立入検査（法第72条）	土地使用、物資収用、物資保管のために必要があるときは、 立入り、検査させる ことが可能	